

環境農政局公共事業評価検討会議の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境農政局公共事業評価検討会議の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を目指し、環境農政局所管公共事業の評価を実施するため、環境農政局公共事業評価検討会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県環境農政局所管公共事業の再評価実施要領に関する事
- (2) 神奈川県環境農政局所管公共事業の事後評価実施要領に関する事
- (3) 神奈川県環境農政局公共事業評価委員会設置要綱に関する事
- (4) 局の対応方針の決定に関する事
- (5) 評価結果等の公表に関する事
- (6) その他、環境農政局所管公共事業の評価等に関し必要な事項に関する事

(組織)

第4条 会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 議長は総務室長を、副議長は総務室管理担当課長をもって充てる。
- 3 議長は会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長は、必要があるときは別表に掲げる職以外の職にある者を会議の臨時構成員として招集することができる。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときまたは議長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は必要に応じて議長が召集し、これを主宰する。

- 2 会議の議事は、構成員の合議により決するものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総務室が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、議長

が別に定める。

附則

この要綱は、平成 10 年 12 月 18 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 6 月 13 日から施行する。

別表 「環境農政局公共事業評価検討会議構成員」

議 長	総務室長
副議長	総務室管理担当課長
構成員	環境部長
	緑政部長
	農政部長